

2025年12月19日

日本公認会計士協会
会長 南 成人

令和8年度与党税制改正大綱に関する会長コメント

当協会は、社会に「信頼」という価値を提供することを通じて豊かな社会の実現に寄与するべく、社会課題の解決に向けて、公平・中立的な立場から、毎年、我が国の税制に対する建設的な意見の表明を行っています。本年も6月に「税制の在り方に関する提言」と「令和8年度税制改正に関する個別意見」から成る「令和8年度税制改正意見書」(以下「税制改正意見書」といいます。)を公表いたしました。

本日、公表された自由民主党・日本維新の会の税制改正大綱(以下「与党大綱」といいます。)では、「経済あっての財政」という方針の下、物価高への対応と成長投資による強い経済の実現に向けた各施策を中心に多くの改正項目が示されました。

まず、基礎控除等の額の引上げが図られるとともに、今後も物価に連動して見直しが図られるルールが整備されることとなりました。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が拡充され、現下の物価高に対応した基準金額への修正が図られました。さらに、物価上昇に合わせてマイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の拡充も図られました。これらのこととは、当協会が以前から述べている昨今の急速な経済社会環境変化に伴う税法における金額基準等の見直しの必要性についての意見が一部実現するものと受け止めています。

次に、研究開発税制においては、AI・先端口ボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙という戦略技術領域について既存制度とは別枠の税額控除率を設定するなど、強化が図られました。また、新たに創設される大胆な設備投資に向けた税制では、35億円以上(中小企業者等については5億円以上)という規模の設備投資について一定の条件の下で税額控除又は取得価額全額の即時償却が認められました。これらはいずれも成長投資を後押しして企業の競争力の強化に資するものであると考えられます。

さらに、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し、教育資金の一括贈与の非課税措置の廃止、貸付用不動産の評価方法の見直し及びふるさと納税制度の見直しが図られたことについては、世帯間の資産格差を助長しないための税制の見直しに関する意見を一部実現するものです。

その他、今回改正の方針が示された事業承継税制の特例措置における承継計画の提出期限の延長も、社会課題の解決に資する税制として当協会が意見していたところに通底するものです。

当協会は、与党大綱で示された各税制改正項目が我が国の経済成長と税収の増加の好循環を生み出すことで、「強い経済」の実現と財政健全化の両立を強く期待するとともに、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、積極的に意見発信してまいります。

以上